

平成30年第3回紀の川市議会定例会 第4日

平成30年 9月28日（金曜日） 開 議 午前 9時28分

閉 会 午後 0時04分

◎議事日程（第5号）

- | | | |
|-------|----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 112号 | 紀の川市社会体育施設条例の一部改正について |
| | 議案第 113号 | 紀の川市都市公園条例の一部改正について |
| 日程第 2 | 議案第 111号 | 紀の川市印鑑条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第 110号 | 紀の川市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 87号 | 平成29年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第 88号 | 平成29年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第 89号 | 平成29年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第 90号 | 平成29年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第 91号 | 平成29年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第 92号 | 平成29年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第 93号 | 平成29年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第 94号 | 平成29年度紀の川市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第 95号 | 平成29年度紀の川市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第 96号 | 平成29年度紀の川市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第 97号 | 平成29年度紀の川市池田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第 98号 | 平成29年度紀の川市田中財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第 99号 | 平成29年度紀の川市長田竜門財産区特別会計歳入歳出 |

決算の認定について

議案第100号 平成29年度紀の川市竜門財産区特別会計歳入歳出決算
の認定について

議案第101号 平成29年度紀の川市南北志野財産区特別会計歳入歳出
決算の認定について

議案第102号 平成29年度紀の川市飯盛財産区特別会計歳入歳出決算
の認定について

議案第103号 平成29年度紀の川市静川財産区特別会計歳入歳出決算
の認定について

議案第104号 平成29年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別
会計歳入歳出決算の認定について

議案第105号 平成29年度紀の川市調月財産区特別会計歳入歳出決算
の認定について

議案第106号 平成29年度紀の川市丸栖財産区特別会計歳入歳出決算
の認定について

議案第107号 平成29年度紀の川市平池財産区特別会計歳入歳出決算
の認定について

議案第108号 平成29年度紀の川市水道事業会計における水道事業剰
余金の処分及び決算の認定について

議案第109号 平成29年度紀の川市工業用水道事業会計における工業
用水道事業剰余金の処分及び決算の認定について

日程第 5 議案第114号 平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第3号）につ
いて

議案第115号 平成30年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計
補正予算（第1号）について

議案第116号 平成30年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補
正予算（第1号）について

議案第117号 平成30年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算
（第1号）について

議案第118号 平成30年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予
算（第1号）について

議案第119号 平成30年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算
（第1号）について

議案第120号 平成30年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予
算（第1号）について

議案第121号 平成30年度紀の川市池田財産区特別会計補正予算（第

1号)について

議案第122号 平成30年度紀の川市田中財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第123号 平成30年度紀の川市長田竜門財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第124号 平成30年度紀の川市竜門財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第125号 平成30年度紀の川市南北志野財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第126号 平成30年度紀の川市飯盛財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第127号 平成30年度紀の川市静川財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第128号 平成30年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第129号 平成30年度紀の川市調月財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第130号 平成30年度紀の川市丸栖財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第131号 平成30年度紀の川市平池財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第132号 平成30年度紀の川市水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第133号 平成30年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第 6 議員定数に関する調査特別委員会の設置について

日程第 7 議員提出議案第2号 合同会社NWE－09インベストメントが計画している「（仮称）紀の川風力発電事業」計画に対し環境の保全を求める決議について

日程第 8 議員派遣の件について

日程第 9 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第5号）のとおり

○出席議員（22名）

1 番 門 眞一郎	2 番 上 野 宗 彦	3 番 仲 谷 妙 子
4 番 舩 木 孝 明	5 番 中 尾 太久也	6 番 太 田 加寿也
7 番 石 脇 順 治	8 番 並 松 八 重	9 番 中 村 ま き
10 番 大 谷 さつき	11 番 阪 中 晃	12 番 榎 本 喜 之
13 番 高 田 英 亮	14 番 川 原 一 泰	15 番 森 田 幾 久
16 番 村 垣 正 造	17 番 堂 脇 光 弘	18 番 竹 村 広 明
19 番 石 井 仁	20 番 杉 原 勲	21 番 室 谷 伊 則
22 番 坂 本 康 隆		

○欠席議員（0名）

○説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 村 慎 司	副市長	林 信 良
市長公室長	西 川 直 宏	企画部長	今 城 崇 光
総務部長	金 岡 哲 弘	危機管理部長	中 浴 哲 夫
市民部長	尾 上 之 生	福祉部長	橋 本 好 秀
農林商工部長	神 徳 政 幸	建設部長	前 田 泰 宏
会計管理者	浅 野 徳 彦	上下水道部長	上 中 勝 彦
農業委員会事務局長	吉 川 博 造	教育長	貴 志 康 弘
教育部長	山 野 浩 伸		

○議会事務局職員

事務局長	中 野 朋 哉	事務局次長	柏 木 健 司
議事調査課主幹	片 山 享 慈	議事調査課主幹	岩 本 充 晃

（開議 午前 9時28分）

○議長（坂本康隆君） おはようございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第3回紀の川市議会定例会4日目の会議を開きます。

これより、議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第112号 紀の川市社会体育施設条例の一部改正について

議案第113号 紀の川市都市公園条例の一部改正について

○議長（坂本康隆君） 日程第1、議案第112号 紀の川市社会体育施設条例の一部改正について及び議案第113号 紀の川市都市公園条例の一部改正についての2議案を一括議題といたします。

ただいま議題としました2議案につきましては、過日の本会議において、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、総務文教常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

11番 阪中 晃君。

○11番（阪中 晃君）（登壇） おはようございます。

総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会は、去る9月6日の本会議で付託されました議案2件について、9月10日に本庁舎6階委員会室1において、全委員の出席を得て委員会を開催し審査を行いました。

審査の結果、本委員会に付託された議案2件については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しております。

委員会における、質疑の主なものは、次のとおりです。

議案第112号 紀の川市社会体育施設条例の一部改正についてでは、温水シャワー設備使用料の有料化に至った経緯についてただしたのに対し、市の財政運営の基本方針としての自主財源の確保及びサービスを利用する方の公平性を図るために、受益者負担の原則に基づいて相応の利用者負担をお願いしたいとの答弁でした。

さらに、使用料の徴収方法についてただしたのに対し、貴志川トレーニングプラザはコイン式、貴志川スポーツ公園の管理棟と那賀体育館のトレーニングルームのシャワー室は券売機式との答弁でした。

また、貴志川トレーニングプラザのコイン式の費用対効果についてただしたのに対し、設置費用の回収に約3.9年かかり、浴場等設備の法定耐用年数が13年となっていることから、機器の導入、改修については妥当であるとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしくお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております2議案について討論を行います。討論の通告がありますので、討論を許可いたします。

討論する内容が同じとのことですので、2議案まとめて討論を行います。

それでは、議案第112号及び議案第113号についての反対討論の発言を許可いたします。

1番 門 眞一郎君。

○1番（門 眞一郎君）（登壇） おはようございます。

議案第112号 紀の川市社会体育施設条例の一部改正について及び議案第113号 紀の川市都市公園条例の一部改正について。

上記二つの条例の一部改正についての反対討論を行いたいと思います。

提案理由としては、先ほど話もありましたように、自主財源の確保、市営施設の使用料金の抜本的見直し、スポーツ施設の料金の統一、またサービスを利用する者と利用しない者との負担の公平性のなどが上げられています。

既にコイン式で100円を徴収している市民体育館の利用率は0.3%、そして市民公園の管理棟テニスコートは1.1%という利用率だと聞いております。それに対して、無料で温水シャワーを使える貴志川トレーニングプラザは27.3%、桃源郷の運動公園スタンドは24.5%ということで、集約した期間に差がありますので単純に比較はできませんけれども、この差というのは非常に大きいと思います。

そして、コイン式に改装するためには、貴志川トレーニングプラザは、4基の温水シャワーの改装費が170万円、この貴志川トレーニングプラザ、仮に2割の利用見込みとして回収するのに3.9年という説明がありました。また、桃源郷の運動公園スタンドは、6基の温水シャワーを改装するのに237万円、25%の利用見込みとして、回収するのに6.4年かかります。

しかし、これまでの利用率、これ有料になった場合、そのまま維持できるのでしょうか。施設の耐用年数が13年とありますが、温水シャワーの利用者が少なくなれば回収するまでに修理しなければいけないような状況も起こりかねません。自主財源の確保と言いますが、逆の効果を招かないとも限りません。

また、負担の公平性を言うならば、現在有料化されている市民体育館と市民公園の管理棟の温水シャワーを無料にすべきではないでしょうか。

昨年12月の私の一般質問で、紀の川市のトレーニング施設のことを取り上げましたが、残念ながらまだ極めて不十分なままの状態が変化しておりません。施設内容の改善もない

に、利用料金だけが上がるという形になってしまうのは納得できません。

昨今ですけれども、「老後のための貯筋」という言葉があります。貯筋というのは、お金をためるということではなくて、筋肉をためていくというふうなことが今、提唱されています。高齢になっても、自分の足で歩くことができるというのは、寝たきりにならないために極めて大事なことです。

高齢者の筋力トレーニングが進められている今、公的施設の充実が求められています。運動した後、気軽に汗を流せるシャワー、スポーツ施設にとって当たり前のことではないでしょうか。市民が健康になり長く患う人が減る、医療費の負担が減って健康長寿のまち紀の川市にするためにも、今回の条例の一部改正には賛同できません。

以上で、反対討論を終わります。

○議長（坂本康隆君） 次に、議案第112号及び議案第113号についての賛成討論の発言を許可いたします。

10番 大谷さつき君。

○10番（大谷さつき君）（登壇） 私は、議案第112号 紀の川市社会体育施設の一部改正について及び議案第113号 紀の川市都市公園条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

この改正は、平成31年4月1日から、市の社会体育施設及び桃源郷運動公園陸上競技場における温水シャワー設備の利用に際し、1回の使用について100円の利用者負担を求めるため改正するものです。

サービスを利用する者と利用しない者との負担の公平を図るため、受益者負担の原則に基づいて相応の利用者負担を求めようとするものですが、公費負担と受益者負担との負担割合を考えた場合、一般的に市営のスポーツ施設における温水シャワーの性質は、道路や公園、義務教育施設に代表されるような公益的・必需的な設備とは言えず、むしろ私益的・選択的な設備であると考えられます。

このことから、温水シャワーの利用者に相応の負担を求めることは、市民全体の利益を考えた場合、合理的であると考えます。

また、既に負担をいただいている施設との整合を図るためにも、必要な改正であると考え、本案に賛成するものです。

以上、本案に対する賛成討論といたします。

○議長（坂本康隆君） 以上で討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

この採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

議案第112号 紀の川市社会体育施設条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（坂本康隆君） 起立多数であります。

したがって、議案第112号は、可決されました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

議案第113号 紀の川市都市公園条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（坂本康隆君） 起立多数であります。

したがって、議案第113号は、可決されました。

日程第2 議案第111号 紀の川市印鑑条例の一部改正について

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第2、議案第111号 紀の川市印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

ただいま議題としました議案につきましては、過日の本会議において、厚生常任委員会に審査を付託していたのものであります。

委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、厚生常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

17番 堂脇光弘君。

○17番（堂脇光弘君）（登壇） それでは、厚生常任委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

当委員会は、去る平成30年9月6日の本会議場で付託されました議案1件について、平成30年9月12日、本庁舎6階委員会室1において、全委員の出席を得て委員会を開催し、審査を行いました。

慎重審議の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

委員会における各委員の主な質疑の内容は、次のとおりです。

議案第111号 紀の川市印鑑条例の一部改正についてでは、現在、マイナンバーカードの交付状況はどのくらいかとただしたのに対し、3月31日現在で交付数は4,900枚であるとの答弁でした。

また、多機能端末で印鑑登録証明書が取得できるということであるが、システム改修に費用が要するのかとただしたのに対し、まず、コンビニ交付自体でのシステム構築費用が1,846万8,000円、総合行政のシステム改修が972万円になるとの答弁でした。

さらに、マイナンバーカードの普及のために戸籍や住民票、さらに印鑑証明書の発行ま

のできるようになるわけであるが、手数料の改正は視野に入れているのかとただしたのに対し、現在のところ、コンビニ交付を始めることに対して手数料を改正することは視野に入れていないとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしくお願いします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの委員長の報告に対し、質問を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議案について、討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

それでは、議案第111号についての反対討論の発言を許可いたします。

9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（登壇） 議案第111号 紀の川市印鑑条例の一部改正について、反対討論を行います。

個人番号カードを使用して多機能端末から印鑑登録証明書を取得できるようになる改正となっています。

不特定多数の方が利用されるコンビニエンスストアに設置されている多機能端末から個人情報流出するという可能性が考えられます。紛失や盗難の際でも、使用時には暗証番号が必要となることから、個人情報流出の危険性はないとの説明でしたが、このような危険性の疑いが残る、むしろ利便性よりも大きいと考えます。

さらに、システム改修におよそ2,800万円もの費用がかかるとの説明がありました。安全性が確保されない事業に多額の費用をかけるという点も賛成することができません。

以上のことから、この議案に反対するものです。

○議長（坂本康隆君） 次に、議案第111号についての賛成討論の発言を許可いたします。

12番 榎本喜之君。

○12番（榎本喜之君）（登壇） 私は、議案第111号 紀の川市印鑑条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

この改正は、平成31年3月1日から、印鑑登録証明書をコンビニエンスストアに設置された多機能端末機で個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードを使用して申請及び交付を受けることができるよう改正するものです。

現在、印鑑登録証明書の休日での交付は、あらかじめ平日の市役所の開庁時間内に電話予約することにより日曜日に交付を受けることができる「日曜予約発行サービス」がありますが、コンビニ交付サービスを実施することにより、個人番号カードを所有していれば、予約なしで平日・休日の別なくほぼ一年中午前6時30分から午後11時までの間、ほぼ

全国のコンビニエンスストアで印鑑登録証明書の交付を受けることができるようになり、住民サービスが格段に向上するために必要な改正であると考え、本案に賛成するものです。

以上、本案に対する賛成討論といたします。

○議長（坂本康隆君） 以上で、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

この採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

議案第111号 紀の川市印鑑条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（坂本康隆君） 起立多数であります。

したがって、議案第111号は、可決されました。

日程第3 議案第110号 紀の川市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第3、議案第110号 紀の川市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてを議題といたします。

ただいま議題としました議案につきましては、過日の本会議において、産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

委員会審査報告書が提出されて、お手元に配付しておりますので、産業建設常任委員会副委員長に審査結果の報告を求めます。

13番 高田英亮君。

○13番（高田英亮君）（登壇） それでは、産業建設常任委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

なお、当委員会は、委員長が忌引きにより欠席されたため、紀の川市議会委員会条例第11条第1項の規定により副委員長の私が委員長の職務を務めましたので、報告についても副委員長の私がさせていただきますことをあわせて報告させていただきます。

当委員会に付託されました議案第110号について、委員会は、去る9月14日本庁舎6階委員会室1において6名の出席を得て開催し、審査を行いました。

審査の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しております。

委員会における質疑の主なものは、次のとおりです。

議案第110号 紀の川市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について、先に県が条例を制定しており、少しおくれて、今、提案された狙い、また今後条例に基づき、市は企業に対しどのような援助をするのか、さらに当該条例の対象となる企業数をただした

のに対し、平成30年度に機構改革を行い、新たに商工労働課が設置されたこと、また長期総合計画に掲げている商工業の振興を達成するため、今後地域社会の担い手である中小企業の振興に関するさまざまな施策を総合的に推進していく必要があること、そのためには商工会はもとより、市内の商工業者及び市民の理解や協力が不可欠であるため、本条例でそれぞれの役割を明確化し、今後の展開する施策に対し積極的な参画と協力体制の構築を期待しているところである。

また、対象企業は、和歌山県商工会連合会の実態調査によれば、平成28年度で、商工業者数は2,029となっているとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） ただいまの副委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

議案第110号 紀の川市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定については、副委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、副委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第110号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第87号 平成29年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について から

議案第109号 平成29年度紀の川市工業用水道事業会計における工業用水道事業剰余金の処分及び決算の認定について まで

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第4、議案第87号 平成29年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第109号 平成29年度紀の川市工業用水道事業会計における工業用水道事業剰余金の処分及び決算の認定についてまでの23議案を一括議題といたします。

ただいま議題としました23議案につきましては、過日の本会議において、予算決算常任委員会に審査を付託していたものであります。

委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、予算決算常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

21番 室谷伊則君。

○21番（室谷伊則君）（登壇） それでは、予算決算常任委員会委員長報告をいたしたいと思います。

まず、予算決算常任委員会における決算審査の経過並びに結果について御報告いたします。

当委員会に付託されました議案第87号から議案第109号までの23議案について、審査を行いました。

いずれも本庁舎6階委員会室1において開催し、9月6日に委員会で分科会の設置、付託議案の分担を行い、10日、11日に総務文教分科会、12日に厚生分科会、14日に産業建設分科会を開催し、審査を行い、25日に委員会で分科会長報告の後、審査を行いました。

慎重審査の結果、本委員会に付託された議案第88号及び89号の2議案、94号から109号までの16議案については、いずれも全会一致で、議案第87号及び90号から93号までの4議案は賛成多数で、原案のとおり認定すべきものと決しております。

次に、委員会における質疑の主なものは、次のとおりであります。

まず、議案第87号 平成29年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定についてでは、2款、1項、2目、人事管理費、職員人事管理事業について、障害者雇用の状況をただしたのに対し、29年度の障害者雇用者数は10名との答弁に、法定雇用率は達成されているのかとただしたのに対し、法定雇用率は2.5%に対して、今2.32%となっておりますが、人数的には充足しているとの答弁でした。

また、職員採用について、災害対策等において地元のことに精通し、すぐに対応できる市民の優先採用、また土木職の採用ゼロという状況から奨学金制度等の創設をすればとただしたのに対し、市民の優先採用については、今のところ特段優先ということで採用をしていない。市民優先採用、また奨学金制度については、今後検討していきたいとの答弁でした。

次に、2款、1項、3目、文書広報費、広報広聴事業の紀の川市シティプロモーション業務委託事業について、どういう取り組みがされ、どういう成果が上がったのかとただしたのに対し、紀の川市シティプロモーション戦略アクションプランに基づき、コンセプトブック・ノベルティの作成、トラベルガールズフェスタへの出展等さまざまな取り組みを行い、成果についてはすぐには出てこないが、引き続き市の認知度を向上させ、移住・定住を促進していきたいとの答弁でした。

次に、2款、1項、6目、財産管理費、庁舎管理事業について、電力契約見直しの効果をただしたのに対し、平成29年4月から関西電力株式会社と高圧電力を利用している市の55施設について、法人特約で使用料金を割り引いたため料金は減っており、本庁舎の

分では前年度より351万8,472円減額されたとの答弁でした。

また、市内55施設の効果についてただしたのに対し、前年度より割合では16%、金額で約4,000万円の効果が出ているとの答弁に、さらにほかの施設にも広げることができるのかとただしたのに対し、見直ししている効果があるものということで、高圧電力の見直しを行いました。効果が見込めるものであれば低圧のものでも見直しをしたいとの答弁でした。

次に、2款、1項、7目、企画費、結婚新生活支援事業について、対象となる経費の具体的内容についてただしたのに対し、結婚に伴う住居費で、購入の場合は物件の購入費、賃貸の場合は賃料・敷金・礼金・共益費等、結婚に伴う引越し費用との答弁でした。

また、この制度を活用した新婚生活の方へのアンケートの中身についてただしたのに対し、結婚新生活支援事業のアンケートはとっていないとの答弁に、今後の移住・定住、婚姻率の増加という目標がある中で、今後アンケートをとるのかとただしたのに対し、平成30年度も引き続き実施している事業なので、その中でアンケートについても検討していきたいとの答弁でした。

次に、2款、1項、9目、交通政策費、地域公共交通網形成計画策定事業について、29年度事業報告書がいつ公開されるのかとただしたのに対し、6月下旬ごろに市のホームページに掲載しているとの答弁でした。

また、実態・現況調査において、免許返納された方、高齢者等の交通弱者の状況をどのような形で把握したのかとただしたのに対し、昨年4種のアンケート調査を実施したが、高齢者等の交通弱者に特化したアンケートはとっていないとの答弁に、交通弱者の声も反映するとか、もう少し掘り下げる作業をできないのかとただしたのに対し、交通弱者の方から市にいろんな声が届いているので、できるだけ反映させていきたいとの答弁でした。

次に、2款、1項、17目、基金費、基金積立事業について、29年度末の基金残高が115億6,341万円で、財政計画では30年度末基金残高が88億9,000万円となっており、29年度末の残高と財政計画の差異がついていないとただしたのに対し、さまざまな理由があるが、土地開発公社からの貸付金の返還、土地開発公社の清算金等により、29年度決算において実質単年度収支が21億円程度のプラス決算になったことの要因により、当時の計画よりも良化したとの答弁でした。

また、公共施設整備基金について、平成29年度に10億円積み立てているが、今後も財政計画どおり毎年2億円積み立てるのかとただしたのに対し、今後、公共施設の更新経費が多々かかることから、計画どおりの2億円を継続的に毎年積み立てていきたいとの答弁でした。

さらに、今後数年間は財政計画より多く積まれる状況になるが、積み立てを続けるのか、必要なところに使っていないのかとただしたのに対し、基金の増減については、繰り入れ・積み立ての因果関係により積み立て額を見れば多いが、公共施設整備基金はふやしている状況である。一方で、減債基金、他の特定目的基金から繰り入れしている状況でもある。

るとの答弁でした。

次に、3款、1項、2目、障害者福祉費、障害者サービス給付事業の福祉タクシー利用・燃料費助成金で、受給されている方が年々減少している理由を把握しているのか、期限切れや利用しにくいなどの原因があるのではないかとただしたのに対し、利用者が減少している理由の一つとして、他の事業との兼ね合いから、平成29年度から事前案内を廃止した。かわりに年4回広報誌を通じて周知、窓口に来られたときに該当されると見込まれる方に案内をしている。

事前通知を廃止したことに対するクレームなどなく、申請の時期の確認などに関する質問は数件あったが、以前から、当事者でなく、家族の一部もしくは誰かにあげるなど、本来の目的に使われていない状況もあり、利用者の声を聞いたところ、本当に必要な方には行き渡っていると認識している。

今後も利用状況などを考えた上で対応していきたい。なお、利用率は、以前75%であったのが、29年度は80%であったとの答弁でした。

次に、3款、1項、3目、障害者医療費、心身障害者医療費助成事業で、平成27年から訪問看護の分が拡充されたが、県単分と市単分の内訳についてただしたのに対し、まず県単分の件数は103件、金額は475万6,836円、市単分の件数は128件、金額は119万4,968円であるとの答弁でした。

また、この3年間で県・市ともに増加しているが、これは制度自体が周知され、必要としている方のところに十分行き渡っているという理解でよいのかとただしたのに対し、制度の周知が進み、利用者がふえたことによると考えているとの答弁でした。

次に、3款、1項、4目、障害者総合支援費、障害者意思疎通支援事業で、貴志川支所での支援件数が増加しているが、配置が1名から変わっていないが十分な対応ができていいのかとただしたのに対し、現在、貴志川支所に1名配置しており、また件数がふえてきている。1名で何とか対応はしているが、今後どれだけ増加していくかというのを見ていく必要もあり、その際は登録の手話通訳士さんをお願いするなどしてフォローしていきたいとの答弁でした。

次に、3款、2項、1目、児童福祉総務費、児童相談・支援事業で、新規相談受理件数とあるが、誰による通報が多かったのかとただしたのに対し、最近は児童相談の「直接ダイヤル189」での通報が比較的多く、その他、近隣の市民からの泣き声通告ということで直接児童相談所に連絡が入っている。また、保育所での着がえの際、あざがないかなど確認をしているとの答弁でした。

また、放課後児童健全育成事業で、全施設とも利用者の増減はどうなっているのかとただしたのに対し、利用者に関しては年々増加傾向にあり、国の制度で施設に受け入れる余裕があれば6年生まで受け入れるようとの指針も出ているので、最近は高学年の数名受け入れているとの答弁でした。

次に、3款、3項、3目、援助費、生活困窮者自立支援事業で、相談支援件数15件と

あるが、相談内容の内訳をただしたのに対し、この事業は生活保護に至っていない生活困窮者における自立支援の相談で、生活に関する相談が12件、就労に関する相談が2件、健康に関する相談が1件であるとの答弁でした。

また、生活に関する相談12件のうち、生活保護開始に至った方はいるのかとただしたのに対し、12件のうち、5件が生活保護に至ったとの答弁でした。

さらに、残りの7件、就労相談2件に関して何かしらの支援につなげることができたのかとただしたのに対し、就職に至ったものが3件、その他、福祉制度等の適用を受けたのが1件、生活保護に至ったものが5件で、残りは継続して相談中との答弁でした。

次に、4款、1項、2目、予防費、扶助費の予防接種健康被害救済給付費とあるが、これはインフルエンザの被害に対したもののか。また、お金だけの対応で済んだのかとただしたのに対し、これはインフルエンザの予防接種事故で、予防接種事故と認めていただいたため、医療費と通院手当が支給されているとの答弁でした。

次に、4款、1項、5目、環境衛生費、不法投棄防止事業で、パトロールと防犯カメラ設置により、前年度と比べて不法投棄が抑制されたかとただしたのに対し、タイヤや家電リサイクルの回収件数は昨年より減少しており、パトロールの成果であるとの答弁でした。

次に、5款、1項、1目、労働諸費、雇用対策事業について、就職フェアへの参加人数と就職セミナーの職種、また就職フェアと就職セミナーの周知方法をただしたのに対し、就職フェアの参加者は実数で50名、就職セミナーの職種は特に介護の関する分野、また周知方法については、和歌山労働局、ハローワーク、和歌山県、岩出市、紀の川市、郵便局、JR和歌山線の近隣の駅、コンビニエンスストア、紀北地域の高等学校などでポスターやチラシを配布したとの答弁でした。

次に、6款、1項、3目、農業振興費のうち、まず有害獣被害防止対策事業について、有害獣被害防止対策事業補助金の新規申請者には、メッシュを優先しているのかとただしたのに対し、平成29年度の実績は、メッシュ100件、電気柵32件、メッシュ・電気柵の併用2件、ネット3件とメッシュが多くなっているとの答弁に、電柵は日がたつにつれ効果が薄くなる。今はメッシュがよいと伝えているのかと再度ただしたのに対し、現在はメッシュが主流である旨伝えているが、場所によっては電気柵を希望する方もおり、また電気柵についても全く効果がないというわけでもなく、下草などをきっちり刈り取り、電気が漏れないようにすればそれなりの効果があるため、防草シートを設置し、草の防除をし、電気柵を設置している状況も多く見られるとの答弁でした。

次に、農業共済加入促進事業について、この事業によって共済の加入件数がふえているのかとただしたのに対し、対前年度比では、面積・戸数とも減少に転じているとの答弁に、岩出市在住の方でも那賀管内で栽培されている方の助成対象になるのか、また住所が岩出市の場合は除かれるのかとさらにただしたのに対し、紀の川市の農家に対して補助となるとの答弁でした。

次に、6款、2項、2目、林業振興費、有害鳥獣捕獲対策事業について、猟友会の人数

をただしたのに対し、現在は178名であるとの答弁に、メンバーの高齢化が進んでいると思うが、人数は増加しているのか、減っているのかと再度ただしたのに対し、平成28年度から平成29年度に関しては31名減少しているとの答弁でした。

また、鳥獣被害対策実施隊員報酬の実績ということで、10回出動で参加人数133名とあるが、いつごろ、どこに行ったのか。また、隊員には市の職員も加わっているのかとただしたのに対し、年間を通じて市民の方から、困っている、人命にもかかわるといところへ派遣し、活動しており、場所についてもそういう要望のあった箇所、さまざまなところへ行っている。市の職員は現在4名が実施隊で活動しているとの答弁に、イノシシに限定して聞くと、平成28年度に比べて平成29年度は捕獲頭数は伸びているのかとさらにただしたのに対し、捕獲頭数は、平成28年度は市の予算で2回出動し、2頭、平成29年度は市の予算で10回出動し、21頭となっているとの答弁でした。

次に、7款、1項、2目、商工振興費、商工会運営補助事業について、創業セミナー開催ということで3名が創業したとあるが、どんな仕事で、どこで創業したのかとただしたのに対し、1名は貴志川でカフェを創業、もう1名は打田でヘアサロンを創業、もう1名は打田で農産物の6次産業化ということで加工品の工場を創業したとの答弁でした。

次に、7款、1項、3目、観光振興費のうち、まず、ほたる保護事業について、ホテル保護団体に補助金を支出とあるが、どこに出したのかとただしたのに対し、源氏ボタルを育てる会と上名手のほたる保存会に支出したとの答弁でした。

次に、地域おこし協力隊活動事業について、何名で活動し、具体的にどのようなことをしているのかとただしたのに対し、現在3名が業務しており、DMOの設立の準備の補助、貴志駅前の魅力発信ワークショップの企画の運営、一般社団法人紀の川フルーツ・ツーリズムの運営の補助、フルーツのまちづくり講座の運営、外国語・栄養士資格を活用した体験催しの企画などを行っているとの答弁に、3人は正職員かと再度ただしたのに対し、一般職の非常勤職員扱いであるとの答弁でした。

また、毎年ずっと続けてやってくれており、効果・実績としてよい方向に来ているなどと感じる具体的な中身はとただしたのに対し、地域おこし協力隊の一つの目的である紀の川市への移住・定住について、現在2名について、今年度末をもって終了となるが、1名につきましては、現在資格を取得していただいて、あくまでも予定であります、紀の川市で起業する予定である。また、もう1名については、移住・定住を考慮中であるとの答弁でした。

次に、8款、2項、1目、道路橋梁総務費、京奈和関空連絡道路促進事業について、調査業務委託料とあるが、この調査の進捗状況はとただしたのに対し、平成28年度、平成29年度でこの道路の効果、必要性を検証するための資料はほぼつくったところであるとの答弁に、調査業務の中で、今時点で何十%まで来ているのかとただしたのに対し、和歌山県、大阪府、泉佐野市と今後協議していく必要があるが、平成30年度で調査はほぼ完結するのではないかと考えているため、9割ぐらいは終わっていると考えているとの答弁

でした。

次に、8款、4項、1目、都市計画総務費、住宅耐震化促進事業について、市内に対象住宅はたくさんあると思うが、どういう方法で訪問し診断しているのか、また必要な耐震診断を進めていくに当たってどれぐらいの年数がかかるのかとただしたのに対し、耐震診断については、まず個人の方から都市計画課に申し込みがあり、県の建築士会と市が契約しているので、市から建築士会に依頼し、個人の方と建築士会が日程調整の上、診断を行うことになる。また、去年から戸別訪問を月1回、県の職員、紀の川市の職員、建築士会の3名で行っている。1回の戸別訪問で30件から50件程度の訪問となるので、10年以上かかると考えているとの答弁でした。

次に、8款、5項、1目、住宅管理費、市営住宅改修事業及び市営住宅施設管理事業について、昨今、市営住宅に入りたいという方が非常にふえてきているが、その対応はただしたのに対し、毎年3戸か4戸改修する中で、新しい入居者を募集すると3人か4人ぐらい応募があるため、目的としては供給が達成できていると考えている。今後、ふえてくるようであれば、耐用年数の残っている公営住宅・改良住宅については、改修しながらそちらのほうに移ってほしい方針で進めていきたいと考えているとの答弁でした。

次に、9款、1項、4目、消防施設費の防災行政無線について、避難が求められる状況で防災行政無線の音が聞こえない場合の対応についてただしたのに対し、登録が必要であるがメール配信・エリアメールの利用を実施しているとの答弁に、メール配信も中継アンテナが停電ならば通じないときは自主的な判断において対応するのかとただしたのに対し、警報が早く出るという傾向から、風雨がひどくなる前に避難準備をしていただきたい。それが遅いということになれば、見直しも考えなければならないとの答弁でした。

また、防災行政無線は、停電しても使用できるのかとただしたのに対し、停電になってもバッテリーがついているものであれば100%の充電で3日ぐらい、ガソリンで発電するものは危機管理消防課で燃料補給して使用できるように対応しているとの答弁でした。

次に、10款、1項、3目、教育諸費、教育相談事業の不登校について、平成29年度では不登校数が48人という状況についてただしたのに対し、スクールソーシャルワーカー、教育相談員、カウンセラー等を活用しながら、早期発見・早期対応し、取り組んでおりますとの答弁でした。

次に、10款、2項、1目、学校管理費、小学校施設管理事業の学校敷地の土地賃借について、細野小学校について平成30年度解体となっているが、その後の土地の賃借等についてただしたのに対し、平成30年度以降は土地を賃借しないということで地元に説明しているとの答弁でした。

また、他の小学校の借地に関して、購入の見込みはないのかとただしたのに対し、賃借の契約更新時に借地購入も含め交渉しているとの答弁でした。

次に、10款、3項、2目、教育振興費、生徒就学援助事業の要保護及び準要保護児童就学援助費、認定者数215人の内訳についてただしたのに対し、要保護の認定者が4人、

準要保護の認定者が211人との答弁でした。

また、準要保護の方に関して、給食費の減免措置があるのかとただしたのに対し、給食費についても、就学援助の対象の費目となって全額支給しているとの答弁でした。

次に、8款、4項、5目、運動公園管理費、運動公園管理運営事業、10款、6項、3目、体育施設管理費、体育施設管理運営事業のグラウンド整備について、シーズン前に整備できていないグラウンドもあるので、料金を徴収しているところは特に整備すべきではとただしたのに対し、グラウンド使用のシーズン前に整備を行いたいとの答弁でした。

次に、10款、6項、5目、学校給食費、学校給食運営事業で、平成29年度から3給食センターから2給食センターに統合されたことによる経費削減効果についてただしたのに対し、人件費面で那賀給食センター配置2名分の費用が不要となり、施設の管理委託等の費用も不要になり、その分について削減ができているとの答弁に、また経費削減をただしたのに対し、正職員の人件費、臨時職員の共済費、賃金、給食の配送業務委託料、給食の調理配送委託料の4項目の集計で、1,026万4,000円程度の経費が安くなっているとの答弁でした。

次に、12款、公債費について、平成29年度末の現在残高が294億1,592万2,000円ですが、この中で交付税算入される分についてただしたのに対し、臨時財政対策債分を含むと280億7,137万円で、算入率は95.4%との答弁に、市の持ち出しとしては14億円程度でいいのかとただしたのに対し、14億円程度となります。ただし、残高に対する償還の年限と交付税で算入される年限が借り入れ方法によってずれる場合もあるとの答弁でした。

また、合併特例債について、29年度末の発行状況と、あとどれだけ使えるのかとただしたのに対し、借入限度額が355億1,936万円で、29年度末の借入額が294億370万円、あと使える額が61億1,566万円、借り入れの進捗率は82.78%との答弁に、合併特例債の借り入れ年限についてただしたのに対し、平成32年度末までになっていましたが、国からの通知により平成37年度末まで5年延長されたとの答弁でした。

次に、歳入では、1款、2項、1目、固定資産税について、太陽光発電が増加してきていることから、太陽光発電施設の税額についてただしたのに対し、固定資産税償却資産のうち、太陽光発電施設だけの固定資産税額は8,680万円との答弁でした。

次に、16款、2項、1目、不動産売払収入の土地建物売払収入4億2,550万9,009円の内容についてただしたのに対し、土地開発公社解散に伴う紀の川市に帰属した残余財産の北勢田第2工業団地の2号地が2億2,000万円、3号地が2億円の計4億2,000万円、市が以前から所有していた行政目的がなくなった分が7件で250万909円、旧町時に売り払いを行った分の分割払い分が300万円との答弁でした。

また、住宅用地売払収入135万円の内容についてただしたのに対し、旧那賀町土地取得事業による売買契約を締結する用地の残存代金に基づく収入との答弁でした。

次に、議案第93号 平成29年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、4款、3項、1目、包括的支援事業費、地域包括支援センター事業の総合相談支援事業で延べ件数が出ているが、各項目の実件数をただしたのに対し、地域社会支援把握は19件、地域住民への啓発運動は22件、実態把握は18件、総合相談は1,233件であるとの答弁でした。

また、実態把握や総合相談について、解決したのはどれくらいかとただしたのに対し、まず実態把握とは、75歳以上の高齢者が閉じこもり、虚弱など心身的な状況の把握や経済的困窮や支援者の有無などを把握するためのものであり、そういった方が調査の中でサービス等必要な場合は、民生委員、社会福祉協議会から情報提供を受けて、該当者のほうに出向きサービス等の提供などの対応をしている。

次に、総合相談については、権利擁護の相談や介護予防のケアマネジメントの相談、また高齢者の異変などの相談や虐待等であれば、48時間以内に対応しているとの答弁でした。

以上が、当委員会における審査の主な内容であります。

以上で報告を終わります。御審議、よろしくお願いをいたします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前10時32分）

（再開 午前10時46分）

○議長（坂本康隆君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を続けます。

次に、ただいま議題となっております議案について、討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

まず、議案第87号についての反対討論の発言を許可いたします。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（登壇） 議案第87号 平成29年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

平成29年度の財政状況は、普通会計で実質単年度収支が市政発足後の最大の21億4,000万円となりました。また、基金積み立て額全体でも、減災基金を13億円取り崩してた上で、前年よりも6億7,000万円増、108億2,000万円となり、財政計画よりも20億円以上多く積み立てている状況となりました。

合併算定替による普通交付税の増加分が減少する中でも、財政状況は良好であると言えます。地方債残高は、繰上償還の効果もあり、前年度から30億円減り294億円で、そのうち後々の交付税算入分が約280億円で、実質的な負担は約14億円となるとの説明がされています。

紀の川市の第1次長期総合計画の最終年である平成29年度に取り組まれた各事業には、ほかの自治体と比べてもより進んだ取り組みもたくさんあります。小・中学校へのクーラーの設置も29年度で済み、小・中学校への学校司書の配置にも踏み出し、就学援助の入学前支給も実施されました。電力契約の見直しも行われ、全体で約4,000万円の節約になっています。このほかにも、多くの事業が住民の福祉の増進を図るという自治体の役割を果たすべく取り組まれたと言えると思っています。

しかし、一方で、保険料が高どまりしている国民健康保険会計に激変緩和財源として、平成28年度に繰り出した2億円を返金させたこと、ごみ袋の値上げて3,200万円の負担増を市民に求めたこと、1,026万円の節減のために県費負担の栄養教諭を1名手放してまで那賀給食センターを廃止したことは、すべきではありませんでした。

また、粉河地区の保育所再編計画が進められていますが、審査の中で障害手帳のあるお子さん、支援の必要なお子さんの多くが公立保育所に通っている現状が示されました。このことは、公立保育所が支援の必要なお子さんの支援機関として大きな役割を担っているということです。にもかかわらず、保育所再編計画で公立保育所の廃止と大規模保育所への再編を進めるのは、より丁寧な支援を必要とする子どもの保育を紀の川市が軽んじていることになると言わざるを得ません。

財政計画よりもはるかに大きい基金積み立てとなっていること、地方債現在高294億円のうち14億円の負担でいいという見通しであることを見れば、交付税の一本算定も心配材料だけでも、もっと市民向けのサービスは確保できるはずだし振り向けるべきだということを述べまして、決算認定への反対討論といたします。

○議長（坂本康隆君） 次に、議案第87号についての賛成討論の発言を許可いたします。

7番 石脇順治君。

○7番（石脇順治君）（登壇） 私は、議案第87号 平成29年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

まず、歳入については、市税では、法人市民税が法人数の増加や業績の好転、また固定資産税では、家屋の新增築や企業等の設備投資による償却資産増加などで、1億4,658万2,000円の増収となっております。

また、滞納繰越分を含めた収納率も、市税全体では前年比で0.5%上昇して95.2%となっており、過去最高の収納率となっています。これは、新たな滞納をふやさず、公平・公正な徴収事務に積極的に取り組んだ収税対策の成果であると考えています。

次に、歳出ですが、人件費の抑制に努め、民間の金融機関から借り入れた地方債の一部について任意に繰上償還を行うことで、将来の負担軽減を図っています。

普通建設事業では、橋梁点検調査や公共施設・公共交通機関へのアクセス路線や通学の安全確保に配慮した歩道の整備等を実施しています。

保健福祉面では、予防接種やがん検診の実施、不妊治療費の助成、また障害者に対する給付や生活保護者への各種扶助、高齢者の自立支援、子育て世代には児童手当の給付や相談事業の実施など多岐にわたり住民福祉の増進を図っています。

農林商工面では、ため池の決壊による被害予防のためのハザードマップの作成や観光地域づくり組織の設立、新規就農者への支援など、各部署において市民生活の安定と向上に必要な事業を着実に実施していることは十分評価できるものであります。

なお、普通交付税の一本算定に向けての逡巡により財政運営は年々厳しさが増すものと思われますが、健全化判断比率を見ても、現在のところ早期に財政健全化を図る必要のないことが明示されています。

「夢あふれる紀の川市」を目指し、本決算に係る各施策の成果について十分に分析を行い、今後の事業展開に反映されることを期待するとともに、さらなる財政運営の健全化に努められることを切に願い、議案第87号に対する賛成討論といたします。

○議長（坂本康隆君） 次に、議案第90号についての反対討論の発言を許可いたします。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（登壇） 議案第90号 平成29年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定に対する反対討論を行います。

平成30年度からは、和歌山県も共同保険者となっていますので、平成29年度決算は紀の川市が単独で保険者である最終年度となります。

委員会審査の中で、保健事業としてはより実効性のある特定保健指導となるよう、電話や訪問での保健指導や自己採血キットの活用もされ、脳ドックの受け入れ枠も10人ふやして360人に拡大させたということで、約1万8,000人の加入者に対する保険者としての努力や工夫が重ねられました。引き続き、保険者としての役割の発揮を求めたいと思います。

また、私は保険料負担の軽減を図ることを保険者の役割としてこれまでも機会あるごとに求めてきました。平成27年度に給付費が増加したことを受け、28年度には税率の引き上げを行いました。29年度の決算を受けて、この税率引き上げが妥当であったのかを見る必要があると思います。29年度の実質収支額は約4億4,800万円です。これは、歳入では値上げによる増収分と28年度からの繰越金、前期高齢者交付金の増加などによるもの。歳出では、見込みよりも給付が伸びなかったことなどが合わさったものですが、いずれにしても28年度と29年度の2年間で4億4,800万円の黒字になったということです。

値上げによる増収は、年間約2億円ですから、そもそも28年度の税率改正は必要がなかった、あるいは引き上げ幅はもっと小さくてもよかったのではないかと考えます。

さらに、29年度は、28年度に一般会計から繰り入れた激変緩和財源2億円をそのま

ま一般会計に返しています。加入者負担の軽減を考えると、この点が非常に残念でなりません。30年度には、資産割の減額がされ、今後資産割を廃止していく方針が出されていますが、県への納付金額が減らない限り、国保税収のうち10.27%を占める資産割の廃止による減収は、所得割などほかの区分で賄うことになります。そのときに、加入者負担をふやさせないための財源としても生かせるよう返すべきではなかったと思います。

紀の川市は、特定健診や脳ドックなどの保健事業を進め、世帯の滞納状況にかかわらず国が求めてくる前から子どもには無条件に保険証を交付をしてきました。平成27年度には、給付費の増加に対応するため、一般会計からの1億8,000万円の市独自の繰り入れも行ってきました。

このような保険者としての役割を積極的に果たしてきたと言える取り組みの一方で、激変緩和財源の2億円は活用されず、差し押さえを含む滞納処分も行われ、滞納者には医療機関への受給権の制限につながる短期保険証の窓口とめ置きもされています。

今後、県単位化された中でも、保険者としての責任と役割を積極的に果たしていくことを求めまして、本議案に対する反対討論といたします。

○議長（坂本康隆君） 次に、議案第90号についての賛成討論の発言を許可いたします。

8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（登壇） ただいま議題となっております議案第90号 平成29年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、私は認定すべきものと考え、賛成の討論を行います。

国民健康保険特別会計は、加入者の高齢化の進展や医療技術の進歩などから、医療費負担が年々増大することや制度上所得の低い加入者の割合が高いことなど、構造的な問題を抱え極めて厳しい財政状況にあり、国民健康保険の事業運営は大変苦慮しているものと認識しています。

そうした中で、前年度は急激な医療費の高騰の影響により、9年ぶりの税率改正を行っていますが、29年度では医療費の上昇が落ちついてきており、税率の改正をせずに安定的な国保の財政運営が行えたと見ます。

また、国民健康保険税の収納率については、現年度分で95.2%と前年度より上昇はしませんでした。ほぼ同じ収納率を維持しており、税収の確保に努めております。

さらに、滞納世帯に対しては、短期被保険者証の発行等による納税相談業務の充実を図っており、評価するところであります。

また、保健事業として特定健康診査などの受診率向上の取り組み、脳ドック受診者への助成やレセプト点検の実施など医療費削減に積極的に取り組んでおり、経営努力もうかがえます。

平成29年度は、前年度からの繰り越しがあつたことと医療給付費が減少したこともあり、平成28年度の一般会計からの法定外繰入金に戻した上、黒字となったことは、国保運営の独立性が維持できたのではないかと考えます。

平成30年度から国保の県広域化がスタートしていますが、財政運営の主体となる和歌山県との連携をとり、安定した国保運営と被保険者の健康の保持増進、疾病予防、生活の質の向上を図るためにも、医療費の適正化、国保税の収納率向上、保健事業の充実など一層の経営努力を重ねられることを強く要望いたします。賛成討論といたします。

○議長（坂本康隆君） 次に、議案第92号についての反対討論の発言を許可いたします。

9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（登壇） 議案第92号 平成29年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

この事業は、年を重ねるにつれ、医療機関にかかることがふえてくる75歳という年齢で線を引き、医療給付費の抑制を狙いとした制度です。

また、高齢化が進めば進むほど保険料が上がり続け、高齢者に負担を大きくする制度にもなっています。

平成29年度では、短期証の方が22名いらっしまったという説明でした。ペナルティ的な短期証の発行を行わず、低所得であるために保険料を払えない方に対して配慮した市独自の減免を行うべきです。

受益者負担の仕組みに基づく医療費抑制路線を見直し、国庫負担をふやす方向で国民皆保険制度を守るべきという立場から、本会計決算に反対するものです。

○議長（坂本康隆君） 次に、議案第92号についての賛成討論の発言を許可いたします。

15番 森田幾久君。

○15番（森田幾久君）（登壇） ただいま議題となっております議案第92号 平成29年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、私は認定すべきものと考え、賛成の討論を行います。

平成29年度は、後期高齢者医療制度が施行され10年目を迎え、制度については広く周知も図られ、市民の理解も得られてきていると認識しているところです。

紀の川市においても、現状の法令に基づき、忠実に事務の遂行が行われ、平成29年度決算内容については、適正な予算執行が行われているものと判断します。

今後も対象者である高齢者に対して親切丁寧な対応を心がけ、また国の動向には十分に注意していただき、後期高齢者医療制度の事務運営に万全を期していただくよう申し添え、賛成討論といたします。

○議長（坂本康隆君） 次に、議案第93号についての反対討論の発言を許可いたします。

9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（登壇） 議案第93号 平成29年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

平成29年度から総合事業が開始されました。てくてく体操やフレイルチェック事業など、さまざまな介護予防にも取り組まれている点は評価するものです。さらに、この事業はチェックリストによって介護認定から漏れた方にも必要な支援を提供できるというメリ

ットもあります。

しかし、支援を必要とされる方には専門的な観察が必要な場合もあります。それにもかかわらず、総合事業によって派遣される方は、わずかな日数の研修を受け、修了書を受けた専門性を持たなくてもよいという制度となっています。

総合事業の対象になる介護認定から漏れる方にとっては、今後介護が必要になるかならないかというような大切な時期にもなるため、専門性を持たない方が支援を行うという点には賛成することができません。

また、包括支援センターによって多くの困っている方を把握し、支援につなげることができている点も評価できるものとなっています。

介護保険事業は、高齢化と家族介護の限界があることから、社会保険制度として始まった制度のはずです。保険料を滞納されている方が昨年度に比べ減ってはいますが、被保険者にとって保険料負担が重いものとなっていることにはわかりありません。保険料負担とともに利用料軽減など、さらに積極的な市独自の施策が必要と考えます。

以上の理由から、この議案には反対するものです。

○議長（坂本康隆君） 次に、議案第93号についての賛成討論の発言を許可いたします。

2番 上野宗彦君。

○2番（上野宗彦君）（登壇） ただいま議題となっております議案第93号 平成29年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、私は認定すべきものと考え、賛成の討論を行います。

平成29年度決算は、歳入総額68億3,759万円に対し、歳出総額67億8,601万5,000円で、歳入歳出差し引き額が5,157万5,000円となりました。

保険給付費の総額は、前年度より1.5%、金額で9,193万4,000円ふえて61億9,700万2,000円となりましたが、高齢化率が前年度から0.6%増加し、31%を超えた本市の状況を勘案いたしますと許容されるべき水準のものであります。

また、当年度は平成27年度から始まった第6期介護保険事業計画の最終年度でもあり、3年間の総括としては、健全な財政運営に取り組んだ結果、第5期での財政安定化基金からの借入金9,000万円を返済しながらも過大に保険料を賦課することもなく、また収入不足を補う新たな借り入れを行うことなく、収支が均衡した極めて健全なものであったと評価はできます。

一方、地域支援事業では、平成27年度より取り組んでいる地域リハビリテーション事業において、地域の集会所単位で実施している「紀の川てくてく体操」の開催箇所数が飛躍的に伸びており、市民に介護予防の重要性を認識してもらうと同時に新たな地域コミュニティの創出にもつながっています。

このことは、第6期及び第7期計画の基本理念である「地域で支えあい、理解しあいながら、いつまでも安心して暮らせるまちづくり」を具現化するものであり、ひいては保険給付費の抑制につながるもので、今後は新たにスタートした総合事業を充実させながら一

層の努力を望むものであります。

以上、申し上げたとおり、本会計決算の認定については、介護保険事業の円滑な運営と高齢者福祉の増進について保険者が努力して行われたものと評価し、賛成討論いたします。

○議長（坂本康隆君） 以上で、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

この採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

議案第87号 平成29年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は認定とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（坂本康隆君） 起立多数であります。

したがって、議案第87号は、認定されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第88号 平成29年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は認定とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第88号は、認定されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第89号 平成29年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は認定とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第89号は、認定されました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

議案第90号 平成29年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は認定とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（坂本康隆君） 起立多数であります。

したがって、議案第90号は、認定をされました。

続いて、お諮りいたします。

議案第91号 平成29年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は認定とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第91号は、認定をされました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

議案第92号 平成29年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は認定とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（坂本康隆君） 起立多数であります。

したがって、議案第92号は、認定をされました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

議案第93号 平成29年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は認定とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（坂本康隆君） 起立多数であります。

したがって、議案第93号は、認定をされました。

続いて、お諮りいたします。

議案第94号 平成29年度紀の川市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は認定とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第94号は、認定をされました。

続いて、お諮りいたします。

議案第95号 平成29年度紀の川市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は認定とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第95号は、認定をされました。

続いて、お諮りいたします。

議案第96号 平成29年度紀の川市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は認定とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第96号は、認定をされました。

次に、議案第97号 平成29年度紀の川市池田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第107号 平成29年度紀の川市平池財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの11議案については、一括して採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議がないようですので、一括して採決を行います。

お諮りいたします。

議案第97号から議案第107号までの11議案については、委員長の報告は認定するものであります。

本11議案については、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第97号から議案第107号までの11議案については、認定をされました。

続いて、お諮りいたします。

議案第108号 平成29年度紀の川市水道事業会計における水道事業剰余金の処分及び決算の認定については、委員長の報告は可決及び認定するものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決及び認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第108号は、可決及び認定されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第109号 平成29年度紀の川市工業用水道事業会計における工業用水道事業剰余金の処分及び決算の認定については、委員長の報告は可決及び認定とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決及び認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第109号は、可決及び認定されました。

日程第5 議案第114号 平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第3号）について から

議案第133号 平成30年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について まで

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第5、議案第114号 平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第3号）についてから、議案第133号 平成30年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの20議案を一括議題といたします。

ただいま議案としました20議案につきましては、過日の本会議において、予算決算常任委員会に審査を付託していたものであります。

委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、予算決算常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

21番 室谷伊則君。

○21番（室谷伊則君）（登壇） 予算決算常任委員会における補正予算審査の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会に付託されました議案第114号から133号までの20議案について審査を行いました。

いずれも本庁舎6階委員会室1において、9月11日に総務文教分科会、13日に厚生分科会、14日に産業建設分科会を開催し、審査を行い、25日に委員会で分科会長報告の後、審査を行いました。

慎重審査の結果、本委員会に付託された議案第114号から133号までの20議案については、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しております。

委員会における、質疑の主なものは次のとおりであります。

議案第114号 平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第3号）については、2款、1項、16目、基金費、基金積立事業について、基金費に11億6,537万3,000円積み立てていますが、財政計画ではここまで積み立てていくという計画ではないが、今回積み立てた理由についてただしたのに対し、前年度繰越金が7億円程度の増額補正、交付税の面でも合併団体にとって有利な状況になったこと。また、税收の償還財産関係で見込みが良化している状況から、大きな積み立てとなったとの答弁でした。

次に、3款、2項、1目、児童福祉総務費、放課後児童健全育成施設整備事業で、当初の児童数の予測が悪かったのではないかと、調査の仕方はどのようにしたのかとただしたの

に対し、当初の整備の際、定員30名であったところ、約1.6倍の50名の施設を整備して対応する方向であったが、施設が新しくなったことにより利用者が増加し、63名の申し込みがあった。そのうち、高学年の4年生から6年生であれば少し待っていただくことがあったが、低学年の子どもも待っていただいているので、その分はできるだけ解消したいということで、今回の増築となったとの答弁でした。

また、もともと利用していた施設の再利用は考えなかったのかとただしたのに対し、いろいろな面で考えたが、もともと利用していた場所は地域のコミュニティセンターであり、既に地元のサークル活動等も利用しており予約も入っているため、再度借りるということができなかったとの答弁でした。

さらに、子どもの数が減少してきている中で、今後利用なくなることが予測できる状況をどう考えているのかとただしたのに対し、今の未就学児、安楽川小学校区で住民基本台帳から見て平均的な人数が見込まれ、ここ数年は需要があると考えているとの答弁でした。

次に、7款、1項、2目、商工振興費、企業誘致促進事業について、現在、第2北勢田の工業団地が完売となって、紀の川市へ進出したいという問い合わせ、相談は何社ぐらいあるのかとただしたのに対し、平成30年度になってから10件程度あるとの答弁に、どれくらいの面積をめどに問い合わせがあるのかと再度ただしたのに対し、大きなもので2万坪程度、小さいもので2,000坪と、用地についてはさまざまであるとの答弁でした。

次に、8款、3項、1目、河川総務費、急傾斜地崩壊対策事業について、急傾斜地の対策事業3カ所をただしたのに対し、紀の川市中畑地内、紀の川市江川中地内、紀の川市貴志川町岸宮地内であるとの答弁でした。

次に、8款、4項、4目、運動公園費、運動公園管理運営事業、10款、6項、3目、体育施設費、体育施設管理運営事業について、桃源郷運動公園、貴志川トレーニングプラザの2施設の温水シャワーをコイン式にするのですが、1回100円の使用で何分使用できるのかとただしたのに対し、1回につき5分ということで設定しているとの答弁に、また時間設定のない券売機式のところとの整合性を考え、今後、券売機式のところをコイン式にする予定はあるのかとただしたのに対し、費用対策効果等も考慮し、総合的に判断していきたいとの答弁でした。

次に、歳入では、6款、1項、1目、地方消費税交付金の増額理由についてただしたのに対し、29年度の決算を踏まえて、地方財政計画・国の財政計画の資料、30年第1期が6月に入金された金額を昨年度と比較して、当初より1億円見込めるということで計上したとの答弁でした。

次に、10款、1項、1目、地方交付税の増額理由についてただしたのに対し、基準財政需要額の算定の中で障害児保育に要する交付税措置が見直されたことが増額の大きな要因となっているとの答弁でした。

以上が、当委員会における審査の主な内容であります。

以上で報告を終わります。御審査、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（坂本康隆君） ただいまの委員長の報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第114号 平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第3号）については、委員長の報告は、可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第114号は、可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第115号 平成30年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第115号は、可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第116号 平成30年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第116号は、可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第117号 平成30年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第117号は、可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第118号 平成30年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第118号は、可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第119号 平成30年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第119号は、可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第120号 平成30年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第120号は、可決されました。

次に、議案第121号 平成30年度紀の川市池田財産区特別会計補正予算（第1号）についてから議案第131号 平成30年度紀の川市平池財産区特別会計補正予算（第1号）についてまでの11議案については、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議がないようですので、一括して採決を行います。

お諮りいたします。

議案第121号から議案第131号までの11議案については、委員長の報告は可決とするものであります。

本11議案については、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第121号から議案第131号までの11議案については、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第132号 平成30年度紀の川市水道事業会計補正予算（第1号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第132号は、可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第133号 平成30年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第133号は、可決されました。

日程第6 議員定数に関する調査特別委員会の設置について

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第6、議員定数に関する調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員の定数に関する必要な事項を調査研究することを目的に、9人の委員で構成する議員定数に関する調査特別委員会を委員会条例第6条の規定により設置し、現議員の任期が満了となる前年の第4回紀の川市議会定例会終了までに調査を終了するよう期限をつけ、閉会中の継続調査といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、9人の委員の構成する議員定数に関する調査特別委員会を設置し、現議員の任期が満了となる前年の第4回紀の川市議会定例会終了までに調査を終了するよう期限をつけ、閉会中の継続調査とすることに決しました。

引き続いて、特別委員の選任を行います。

ただいま設置されました議員定数に関する調査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名することになっております。

したがって、ただいまから指名をいたします。

議員定数に関する調査特別委員会委員に、5番 中尾太久也君、11番 阪中 晃君、12番 榎本喜之君、14番 川原一泰君、16番 村垣正造君、17番 堂脇光弘君、18番 竹村広明君、19番 石井 仁君、21番 室谷伊則君、以上、9名を指名いた

します。

ただいま、議員定数に関する調査特別委員会委員が選任されましたが、委員会条例第8条第1項及び第2項の規定により、ただいまから委員会を開催していただき、委員長及び副委員長を互選願います。

ここで、委員会開催のため暫時休憩をいたします。

（休憩 午前11時43分）

（再開 午前11時47分）

○議長（坂本康隆君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を続けます。

休憩中に議員定数に関する調査特別委員会を開催していただき、委員長、副委員長が決定いたしましたので御報告いたします。

議員定数に関する調査特別委員会委員長に14番 川原一泰君、副委員長に16番 村垣正造君が互選されました。

日程第7 議員提出議案第2号 合同会社NWE－09インベストメントが計画している「（仮称）紀の川風力発電事業」計画に対し環境の保全を求める決議について

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第7、議員提出議案第2号 合同会社NWE－09インベストメントが計画している「（仮称）紀の川風力発電事業」計画に対し環境の保全を求める決議についてを議題といたします。

提出者に提案理由に説明を求めます。

17番 堂脇光弘君。

○17番（堂脇光弘君）（登壇） それでは、議員提出議案第2号について、提案説明をさせていただきます。

合同会社NWE－09インベストメントが計画している「（仮称）紀の川市風力発電事業」計画に際して、環境の保全を求める決議の提案理由を説明いたします。

本議案は、厚生常任委員会及び産業建設常任委員会での連合審査会として全会一致で提案することと決しましたので、議員提出議案として提案いたします。

提出者は、私、堂脇、賛成者は、船木議員、中尾議員、高田議員でございます。

この議案については、桃山区長会より「風力発電設置計画に反対する表明について」の陳情書が当議会に提出され、去る6月12日に厚生常任委員会に参考送付されました。

その内容から、厚生常任委員会・産業常任委員会の連合審査会で、地元関係者及び関係部署より陳情の趣旨等の聴取を行い、審査を重ねた結果、事業が計画されている周辺地域では、「騒音や低周波音による健康被害」、「土砂崩壊を初めとした災害」、「動植物の

生態系への影響」、「景観への影響」などが懸念されています。

さらに、これまでにない規模の施設であることから、施設設置に伴う環境への影響が未知数であるため、地域住民の大きな不安となっています。そのため、地元自治会では、この計画に反対し、事業者に対し、この計画の早期撤回を申し入れています。

我々議会としても、住民の不安や課題の解消は最優先課題であることから、別紙のとおり決議をするものです。

なお、決議の内容につきましては、別紙議案をごらんください。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 以上で、提案説明が終了いたしました。

これより、議員提出議案第2号につきまして、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

次に、議員提出議案第2号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、議員提出議案第2号につきまして、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。

議員提出議案第2号 合同会社NWEー09インベストメントが計画している「（仮称）紀の川風力発電事業計画」に対し環境の保全を求める決議については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議員派遣の件について

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第8、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣の件については、会議規則第159条の規定により、お手元に配布のとおり議員派遣を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配布のとおり、議員派遣をすることに決しました。

日程第9 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第9、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長及び3常任委員長から、それぞれ会議規則第104条の規定により、お手元に配付の写しのとおり、閉会中も審査及び調査を継続いたしたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も審査及び調査を継続することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も審査及び調査を継続することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。

それでは、市長から閉会に当たって発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） 平成30年第3回定例会最終に当たり、一言お礼を申し上げたいと思います。

今定例会は、8月30日から本日9月28日までの30日間、上程させていただいた議案は全て御可決、承認をいただきました。まず、厚くお礼を申し上げたいと、このように思います。

決算議案などにつきましては、予算決算常任委員会における付託され、慎重審議、先ほども御意見いろいろとございました。提案させていただいた案件、全部承認をいただきましたけれども、貴重な御意見もいただいたところでございます。これから予算執行におきましても、慎重に対応してまいりたいと、そのように思っております。ありがとうございました。

さて、台風20号、21号につきましては、大きな被害を残し、今後ともこの災害に対

しての減災に努めていかなければならないと、そうっております。やさきに、この週末、来週にかけて、台風24号が来るような状況でもございます。そういうことで、皆さん方におかれましても、十分な警戒をしていただいて、少しでも紀の川市が災害から最小限に抑えられるよう一緒になって努めてまいりたいと、そのように思うところでございます。

この後、10月、11月の行事がいろいろとございます。10月14日には、泉佐野市と関空上之郷への関空道路等々の期成同盟会設立以来、隔年に泉佐野市と紀の川市とで期成同盟会の大会を行っておるわけでありましたが、10月14日に粉河ふるさとセンター大ホールにおいて、「関空連絡道路の集い in 紀の川市」ということで開催を予定をしております。大ホールいっぱいになるようにし、頑張らないけませんので、議員各位にも多くの皆さんが、市民の皆さん方等々、参加をいただきますようによろしくお願いしたいと思っております。

そのほか、10月28日には、青洲祭り、また27日、28日には、貴志川・粉河、旧3町で行われますし、11月3日、4日にも行われるわけでありまして、文化祭の成功をお願いしたいと、このように思います。

なお、11月10日には、人権講演会、また11月11日には、恒例の紀の川市産業まつりも計画を実行委員会ですべていただいております。いろいろな行事が重なっておりますが、議員各位にも御協力をいただいて、成功裏に終わりますよう頑張っていきたいと、そうしております。

なお、朝夕めっきり涼しくなっております。十分健康に留意され、市政、紀の川市の発展に今後とも御協力をよろしくお願い申し上げ、本定例会最終に当たっての御礼とお願いの御挨拶にさせていただきます。

御苦労さんでございました。

○議長（坂本康隆君） それでは、平成30年第3回紀の川市議会定例会の閉会に当たり、私からも一言、御挨拶を申し上げます。

去る8月30日に開会し、本日まで30日間にわたり、また台風21号の影響により、当初予定していました日程が変更になったことにもかかわらず議会運営に御協力いただき、また慎重審議を賜りましてまことにありがとうございました。おかげをもちまして、本日無事終了することができました。

市長初め、職員の皆様には、今定例会及び各委員会では出されました質疑及び議論を十分に踏まえ、各課の連携をより密にし、一丸となって防災面のみならず、あらゆる面において安全・安心、強いまちづくりに御努力されますことをお願いいたします。

最後に、議員各位には健康に十分御留意をいただきまして、市政発展のために一層の御尽力を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが閉会の挨拶といたします。

これで、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

それでは、これをもちまして、平成30年8月30日招集の平成30年第3回紀の川市

議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

（閉会 午後 0時04分）